

# 1 国、北海道、札幌市のがん対策の現況

# 1 国、北海道、札幌市のがん対策の現況

## ○ 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）

- ・「がん対策推進基本計画」は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものとして策定。
- ・令和4年6月に取りまとめられた第3期基本計画の中間評価報告書では、がん医療の均てん化について地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることや、あらゆる分野で情報提供及び普及啓発の更なる推進が必要であることが指摘された。また、少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化をふまえた地域資源の有効活用の重要性、感染症発生・まん延時や災害時における対応やICTの活用・デジタル化などの保健医療サービス提供のあり方についての検討の必要性も示された。

## ○ 北海道がん対策推進基本計画（第4期、令和6年3月策定予定）

- ・「北海道がん対策推進基本計画」は、国のがん対策基本法、北海道がん対策推進条例や国のがん対策推進基本計画を踏まえ、平成30年度からの6年間を計画期間とし、北海道道において取り組むべきがん対策の基本的施策や個別目標などを定めた、第3期目となる北海道がん対策推進計画を平成30年3月に策定。
- ・令和5年度中に、北海道がん対策推進委員会等での協議のうえ、第4期計画を令和6年3月までに策定予定。

## ○ 札幌市がん対策推進プラン（平成29年3月策定）

- ・総合的ながん対策を早期に実施することにより、札幌市民の死因の第1位を占める「がん」による死亡者の減少と、がん患者及びその家族等が抱える苦痛を軽減するため、札幌市がん対策推進プランを策定。
- ・現行プランの実施期間は平成29年度から令和5年度までの7年間であり、令和5年度は、第1次プランの最終年度かつ次期プランの検討、策定の年度となっている。

# 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

出典:がん対策推進基本計画の概要（第4期）  
厚生労働省

## 第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

### 「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

### 「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

### 「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

### 1. がん予防

- がんの1次予防
  - 生活習慣について
  - 感染症対策について
- がんの2次予防（がん検診）
  - 受診率向上対策について
  - がん検診の精度管理等について
  - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

### 2. がん医療

- がん医療提供体制等
  - 医療提供体制の均てん化・集約化について
  - がんゲノム医療について
  - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
  - チーム医療の推進について
  - がんのリハビリテーションについて
  - 支持療法の推進について
  - がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
  - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

### 3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
  - 相談支援について
  - 情報提供について
- 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
  - 就労支援について
  - アピアランスケアについて
  - がん診断後の自殺対策について
  - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養環境への支援
  - 小児・AYA世代について
  - 高齢者について

### 4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

## 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

## 2 札幌市がん対策推進プランの評価

- (1) 健康さっぽろ21（第二次）における指標の達成状況
- (2) 現行プランに基づく取り組みについて

# (1) 健康さっぽろ21 (第二次) における指標の達成状況

## ○ 健康さっぽろ21 (第二次)

「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現」を基本方針として策定。計画期間は平成26年度から令和6年度の11年間。

## ○ 成果指標

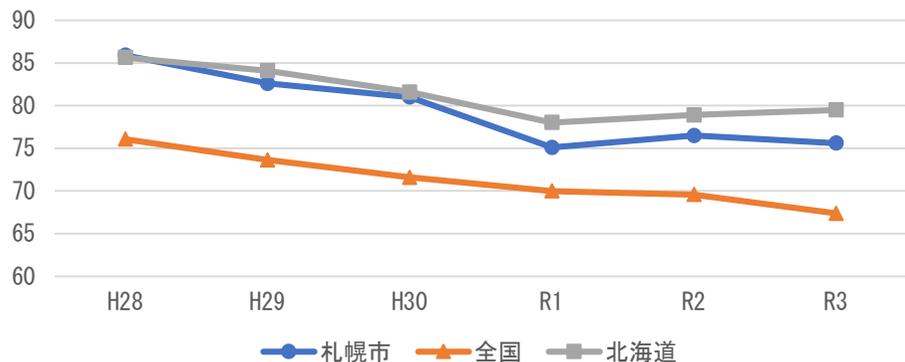
「健康さっぽろ21 (第二次)」では、がん対策にかかる指標として、以下の2点が掲げられている。

※1 平成28年度は40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。  
令和元年度以降は50～69歳の男女、直近過去2年間における受診率。  
※2 40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。  
※3 20～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。  
※4 40～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。

### 1 75歳未満のがん年齢調整死亡率 (人口10万対) 目標値：70.3

75歳未満のがん年齢調整死亡率(人口10万対)※昭和60年モデル人口で算出

|         | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 札幌市     | 85.9 | 82.6 | 81.0 | 75.1 | 76.5 | 75.6 |
| 全国(参考)  | 76.1 | 73.6 | 71.6 | 70.0 | 69.6 | 67.4 |
| 北海道(参考) | 85.6 | 84.1 | 81.6 | 78.0 | 78.9 | 79.5 |

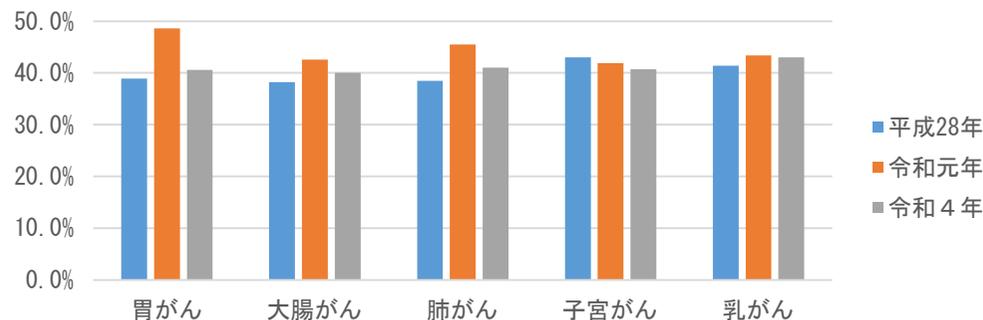


### ➡ 年齢調整死亡率は減少傾向

- 国の基本計画 (第2期) の目標である「75歳未満がん年齢調整死亡率を10年間で20%減少」の考え方を踏まえ、平成23年の「92.6」を基準として令和5年までの12年間で24.1% (▲22.3ポイント) の減少を目標としている。
- 令和3年までの10年間の減少幅は▲17.0ポイントと、目標値をやや下回る減少傾向となっているが、全国平均と比べると高く、令和3年では8.2ポイントの差がみられる。

### 2 札幌市民のがん検診受診率 出典：国民生活基礎調査 (厚労省)

| 札幌市民のがん検診受診率 |       |        |       |        |       |
|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 目標値          | 40%   |        |       | 50%    |       |
|              | 胃がん※1 | 大腸がん※2 | 肺がん※2 | 子宮がん※3 | 乳がん※4 |
| 平成28年        | 38.9% | 38.2%  | 38.5% | 43.0%  | 41.4% |
| 令和元年         | 48.6% | 42.6%  | 45.5% | 41.9%  | 43.4% |
| 令和4年         | 40.6% | 40.0%  | 41.0% | 40.7%  | 43.0% |



### ➡ がん検診受診率は減少

- 札幌市における「がん検診受診率」は、令和4年度調査では令和元年度調査に比べいずれも減少しているが、全国的に同様の傾向がみられ、新型コロナウイルス感染症による、外出自粛や医療機関等への受診控えが大きく影響していると考えられる。
- 胃がん・大腸がん・肺がんについては、目標値の40%を超えているものの、子宮がん・乳がんは目標値の50%を下回っている。

## (2) 札幌市がん対策推進プラン（H29～R5）に基づく主な取り組み

★取り組みの詳細は添付資料を参照

※R5は実施予定、実施中のものを含む

### 重点施策 ① 「がん予防」

○感染に起因するがんへの対応

- ・40歳を対象とした胃がんリスク判定(ピロリ菌検査)をH30より開始
- ・肝炎ウイルス検査を実施
- ・HPV(ヒトパピローマウイルス)自己採取検査をR4より開始  
【実績】R4:受検者数 1,142人

○たばこ対策

- ・禁煙週間パネル展の開催やMU煙デーなどの普及啓発を実施  
【喫煙率の状況】 出典:国民生活基礎調査(厚生労働省)

|       | H28   | R1    | R4    |
|-------|-------|-------|-------|
| 全 国   | 19.8% | 18.3% | 16.1% |
| 北 海 道 | 24.7% | 22.6% | 20.1% |
| 札 幌 市 | 22.6% | 20.8% | 18.2% |

○生活習慣の改善

- ・各区保健センターの専門職による健康教育の中で、習慣的な多量の飲酒とがん予防に関する正しい知識について普及啓発を実施  
【実績】R4:健康教育(健康行動)75回実施、延べ4,674人参加
- ・食生活改善推進員の活動の中で、がん予防につながる、減塩や野菜・果物の摂取、適正体重について普及啓発を実施  
【実績】R4:食生活改善展 13回実施、延べ2,891人参加

### 重点施策 ③ 「がん患者及びその家族等への支援」

○働く世代のがん患者への支援

- ・事業所等と連携し「がん対策認定企業制度」を実施。制度の周知のため事業者と連携をしながら健康経営セミナーを実施

○多様なニーズに対応したがん医療体制等の推進

- ・在宅医療を担う人材の育成や市民等への普及啓発を実施  
【実績】R4:人材育成研修28回実施、市民向け講演会2回実施
- ・高齢者等に切れ目のない医療・介護サービスを提供するため、関係機関と研修等での連携により、医療機関と介護事業所の連携を促進

### 重点施策 ② 「早期発見・早期治療」

○早期発見の推進

- ・無料クーポン券事業 対象者(乳がん40歳、子宮がん20歳)に無料クーポン券を送付し受診を勧奨  
【実績】R4:子宮がん9,178人、乳がん12,801人に送付

○効果的ながん検診の実施

- ・国の指針に基づく胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診を「札幌市がん検診」として実施  
【実績】R4:胃17,701人、大腸55,827人、肺31,092人、乳36,878人、子宮84,065人
- ・精密検査受診率向上対策の一環として、精密検査未報告者リストを一次検診実施医療機関に送付(R2開始)  
【実績】R3:リスト送付件数(=未報告者数)1,307件

### 重点施策 ④ 「がんに関する正しい知識の普及啓発」

○がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会を中心に展開

▷主な啓発活動

がんに関するパネル展やイベントを実施し、がんの正しい知識を普及

- ・『こどものためのがんガイドブック』の作成、配布
- ・がん検診啓発動画の作成
- ・がん予防の標語コンクール(小中学生向け)
- ・テレビ・ラジオ等を通じたがん検診受診意識の涵養

### 重点施策 ⑤ 「がん教育」

○がん教育推進事業

- 令和3年度より医療従事者及びがん経験者を市立の小中高等学校へ派遣  
【実績】R3:8校 R4:16校 R5(8月現在):14校予定

# 3 次期札幌市がん対策推進プラン骨子

- (1) プラン構成（案）
- (2) プラン骨子案（一部）

# (1) プラン構成 (案)

## 第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨と位置付け
  - (1) 「第2次札幌市がん対策推進プラン」策定の趣旨
  - (2) 国及び北海道のがん対策
  - (3) 計画の位置付け
  - (4) 計画期間
- 2 札幌市における「がん」の現況と市民意向
  - (1) 札幌市における「がん」の現況
  - (2) 札幌市民の「がん」に対する意識

## 第2章 基本方針と分野別目標

- 1 基本方針
- 2 分野別目標
  - (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
  - (2) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
  - (3) これからを支える基盤の整備

## 第3章 分野別施策と個別目標

- 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
  - (1) がんの1次予防
    - ①生活習慣について
    - ②感染症対策について
  - (2) がんの2次予防
    - ①受診率向上対策について
    - ②がん検診の精度管理等について
    - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

- 2 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
  - (1) 相談支援及び情報提供
    - ①相談支援について
    - ②情報提供について
  - (2) がん患者等の社会的な問題への対策  
(サバイバーシップ支援)
    - ①就労支援について
    - ②アピアランスケアについて
    - ③がん診断後の自殺対策について
  - (3) ライフステージに応じた療養環境への支援
    - ①小児・AYA世代について
    - ②高齢者について
- 3 これからを支える基盤の整備
  - (1) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
    - ①教育機関によるがん教育
    - ②がんに関する知識の普及啓発
  - (2) 患者・市民参画の推進
  - (3) デジタル化の推進

## 第4章 計画の推進

- 1 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2 目標の達成状況の把握
- 3 がん対策推進プランの見直し

## (2) 骨子案 (一部)

### 第1章 計画の概要

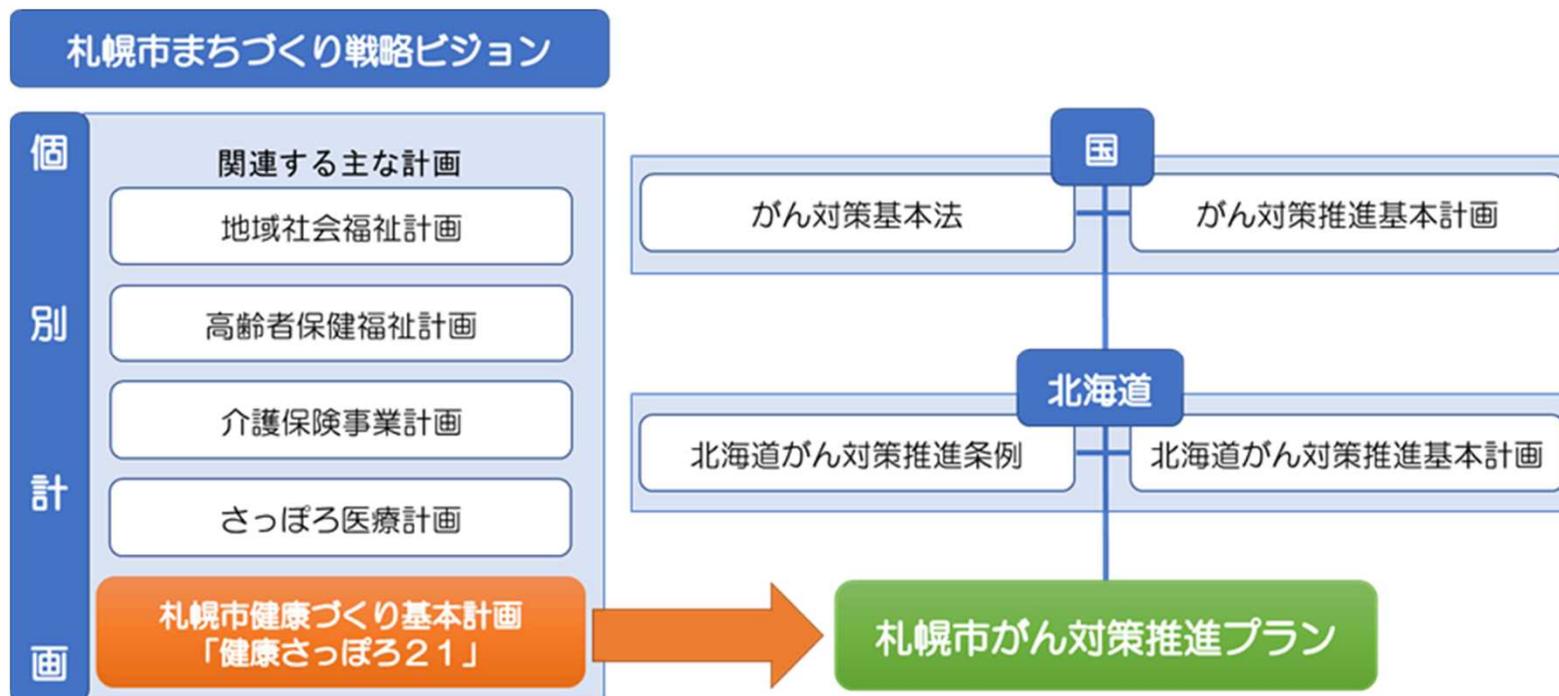
- 1 策定の趣旨と位置付け
  - (3) 計画の位置付け
  - (4) 計画期間

#### (3) 計画の位置づけ

- ・本プランは、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」の、がん対策における実施計画として位置づけられます。
- ・策定にあたっては、札幌市関連計画や、国の「第4期がん対策推進基本計画」、北海道の「第4期北海道がん対策推進計画」等との整合性を図ります。

#### (4) 計画期間

- ・本プランの期間は令和6年度～令和12年度の7年間とします。
- ・なお、計画の終期については、国や他関連計画との整合性も考慮して決定し、社会情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて計画期間の見直しを行います。



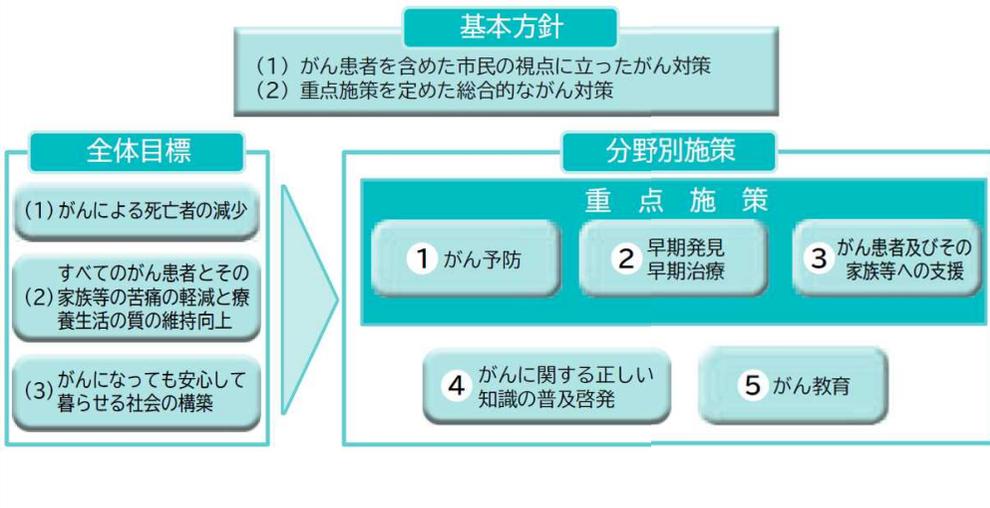
## 第2章 基本方針と分野別目標

### 1 基本方針

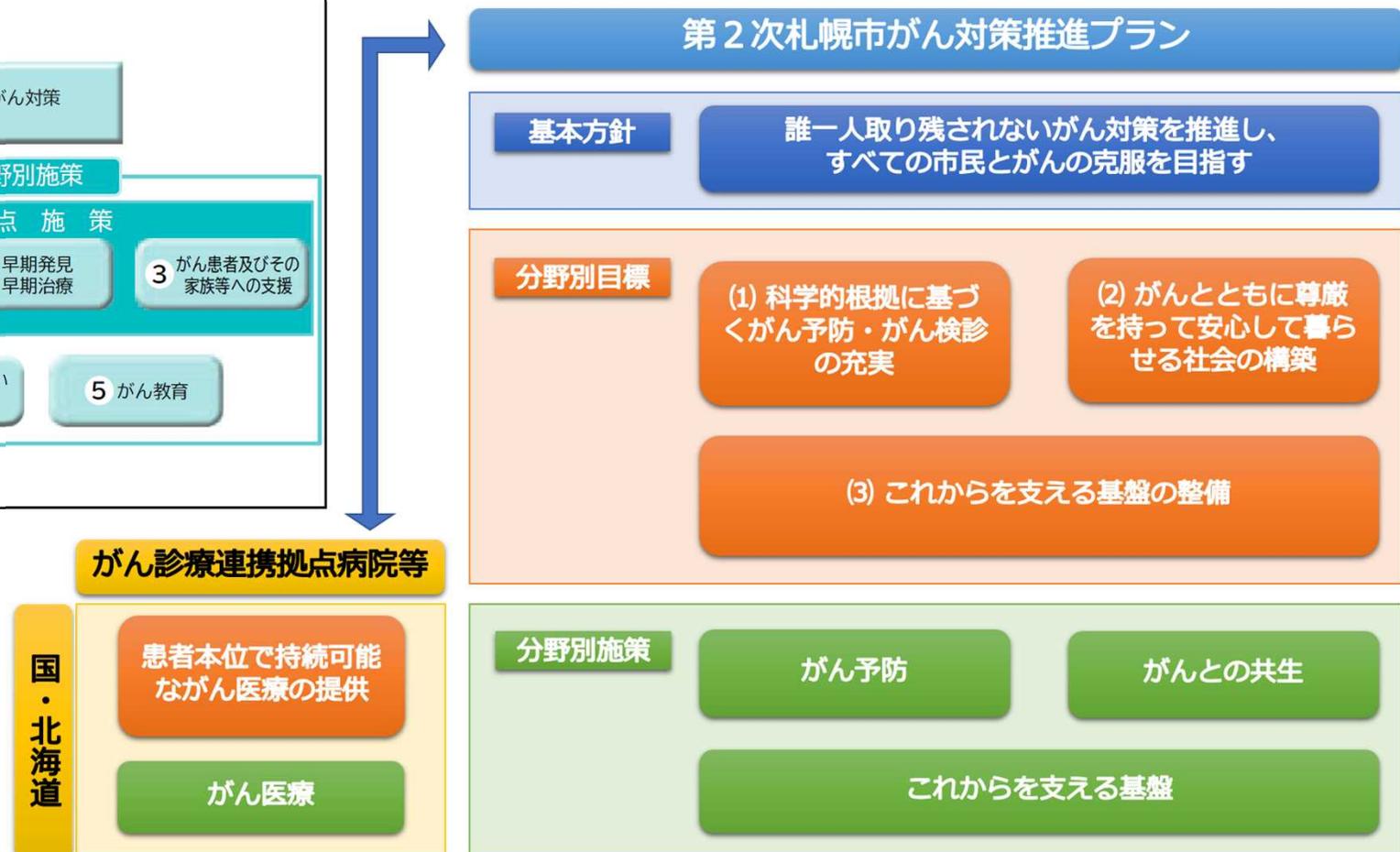
#### 1 基本方針

- ・本プランは、国の基本計画に基づき、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての市民とがんの克服を目指す」ことを全体目標として定め、全ての市民が、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、誰もが、いつでもどこにいても、様々ながんの病態に応じた、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、総合的ながん対策を推進していきます。
- ・本プランでは国の計画を参考に「科学的根拠に基づいたがん予防」「がんとともに尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」の分野別目標を定めるとともに、分野別目標を実現するために「これからの支える基盤の整備」にも取り組み、総合的ながん対策を推進します。

#### 【現行プラン体系図】



#### 【次期プラン体系図】



#### 分野別施策 について

- ・現状の課題
- ・課題を踏まえた施策の検討

## 第2章 基本方針と分野別目標

### 2 分野別目標

- (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- (2) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- (3) これからを支える基盤の整備

### 2 分野別目標

#### (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・生活習慣や感染症対策など、がんを予防する方法を普及啓発するとともに、科学的根拠に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率を減少させます。
- ・全ての市民が受診しやすい検診体制を整備し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がん死亡率の減少を実現します。

#### (2) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- ・札幌市、がん患者を含めた市民、企業や団体等は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを整備することで、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の苦痛の緩和を図ります。
- ・全てのがん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

#### (3) これからを支える基盤の整備

- ・子どもに向けたがん教育や市民に向けたがんに関する情報の普及啓発、がん患者や市民が主体的にがん対策に参画する機会の創出、デジタル技術を活用した効率的・効果的な情報提供・相談支援など、これからを支える基盤の整備に取り組みます。

#### ※ 国第4期がん対策推進基本計画 分野別目標「患者本位で持続可能ながん医療の提供」について

国計画でいう「がん医療」は、知事が推薦し、厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院等」にて、専門的な医療の提供・連携体制の整備を推進する内容が主体となっている。

政令市の策定するがんプランとして、医療分野については、直接の分野別目標に据えるのではなく、拠点病院等と連携していく骨組みとしたい。

## 現行プラン構成と次期プラン構成（案）の比較

| 現行プラン   | 次期プラン（案）   |
|---|--|
| <p><b>第3章 計画の体系</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) がん患者を含めた市民の視点に立ったがん対策</p> <p>(2) 重点施策を定めた総合的ながん対策</p> <p>2 全体目標</p> <p>(1) がんによる死亡者の減少</p> <p>(2) すべてのがん患者とその家族等の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p> <p>(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築</p> <p>3 分野別施策</p>  | <p><b>第2章 基本方針と分野別目標</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>2 分野別目標</p> <p>(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(2) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(3) これからの支える基盤の整備</p>   |
| <p><b>第4章 分野別施策</b></p> <p>1 がん予防</p> <p>(1) 感染に起因するがんへの対策</p> <p>(2) たばこ対策</p> <p>(3) 生活習慣の改善</p> <p>2 早期発見・早期治療</p> <p>(1) 早期発見の推進</p> <p>(2) 効果的ながん検診の実施</p> <p>3 がん患者及びその家族等への支援</p> <p>(1) 相談支援体制の充実</p> <p>(2) 働く世代のがん患者への支援</p> <p>(3) 多様なニーズに対応したがん医療体制等の推進</p> <p>4 がんに関する正しい知識の普及啓発</p> <p>5 がん教育</p> | <p><b>第3章 分野別施策と個別目標</b></p> <p>1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの1次予防</p> <p>①生活習慣について</p> <p>②感染症対策について</p> <p>(2) がんの2次予防</p> <p>①受診率向上対策について</p> <p>②がん検診の精度管理等について</p> <p>③科学的根拠に基づくがん検診の実施について</p> <p>2 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(1) 相談支援及び情報提供</p> <p>①相談支援について ②情報提供について</p> <p>(2) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)</p> <p>①就労支援について</p> <p>②アピアランスケアについて</p> <p>③がん診断後の自殺対策について</p> <p>(3) ライフステージに応じた療養環境への支援</p> <p>①小児・AYA世代について ②高齢者について</p> <p>3 これからの支える基盤の整備</p> <p>(1) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発</p> <p>①教育機関によるがん教育</p> <p>②がんに関する知識の普及啓発</p> <p>(2) 患者・市民参画の推進</p> <p>(3) デジタル化の推進</p> |

・国計画と現行プランを基に次期プラン構成（案）を作成。

・現行計画の評価を踏まえ、実施事業内容の拡充や見直しを図るとともに、（赤字部分などの）新たな取り組みを検討する。

## 4 主要な検討課題

# がん対策推進基本計画の見直しのポイント

## ●がん予防

- ・ 「**がん検診受診率**」の目標について、いずれのがん種においても増加傾向であり、一部のがん種で目標値を達成できたことから、さらなる受診率向上を目指し**50%から60%に引き上げ**

## ●がん医療

- ・ 「**緩和ケア**」について、すべての医療従事者が診断時から治療と併せて取り組むべきとの趣旨から、がん医療分野の中に記載
- ・ ドラッグラグ等の課題に対し、新たな診断技術・治療法へのアクセスを確保する観点から、新たな技術の「**速やかな医療実装**」に関する項目を新規に追加し、国際共同治験への参加を含め、治験の実施を促進する方策の検討などの取組を推進

## ●がんと共生

- ・ 治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要であることを踏まえ、「**アピアランスケア** (※)」を独立した項目として記載し、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築等を推進

※医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

## ●これらを支える基盤

- ・ 国民本位のがん対策を推進する観点から「**患者・市民参画**の推進」を、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供や、患者やその家族等のサービスへのアクセシビリティ向上の観点から「**デジタル化**の推進」を、新規追加

- ・ 「**全ゲノム解析等実行計画2022**」の着実な推進を記載

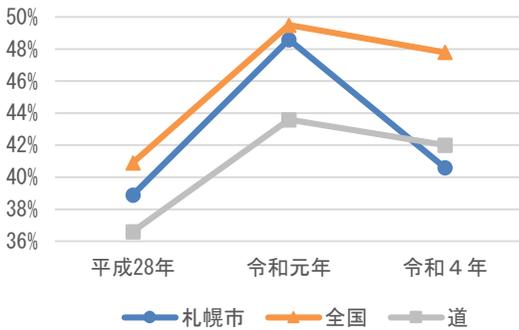
# がん検診受診率 について

## 札幌市、全国、北海道のがん検診受診率比較 出典：国民生活基礎調査（厚労省）

- ※1 平成28年度は40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。令和元年度以降は50～69歳の男女、直近過去2年間における受診率。
- ※2 40～69歳の男女、直近過去1年間における受診率。
- ※3 20～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。
- ※4 40～69歳の女性、直近過去1年間における受診率。

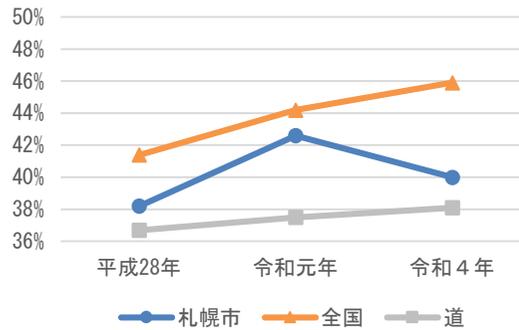
胃がん検診※1

|     | 平成28年 | 令和元年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|
| 札幌市 | 38.9  | 48.6 | 40.6 |
| 全国  | 40.9  | 49.5 | 47.8 |
| 道   | 36.6  | 43.6 | 42.0 |



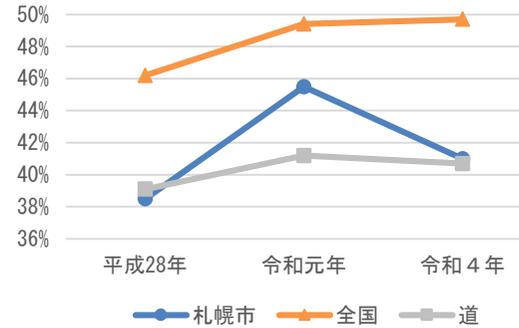
大腸がん検診※2

|     | 平成28年 | 令和元年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|
| 札幌市 | 38.2  | 42.6 | 40.0 |
| 全国  | 41.4  | 44.2 | 45.9 |
| 道   | 36.7  | 37.5 | 38.1 |



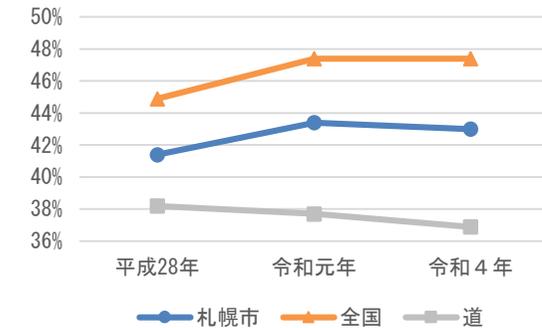
肺がん検診※2

|     | 平成28年 | 令和元年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|
| 札幌市 | 38.5  | 45.5 | 41.0 |
| 全国  | 46.2  | 49.4 | 49.7 |
| 道   | 39.1  | 41.2 | 40.7 |



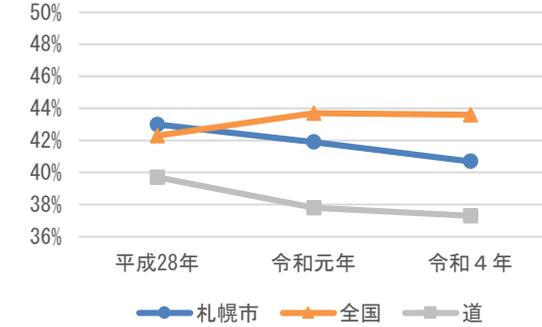
乳がん検診※3

|     | 平成28年 | 令和元年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|
| 札幌市 | 41.4  | 43.4 | 43.0 |
| 全国  | 44.9  | 47.4 | 47.4 |
| 道   | 38.2  | 37.7 | 36.9 |



子宮（頸）がん検診※4

|     | 平成28年 | 令和元年 | 令和4年 |
|-----|-------|------|------|
| 札幌市 | 43.0  | 41.9 | 40.7 |
| 全国  | 42.3  | 43.7 | 43.6 |
| 道   | 39.7  | 37.8 | 37.3 |



## 検診受診率目標値について

### (1) 国の動向

国の基本計画では科学的根拠に基づくがん検診について、いずれのがん種においても増加傾向であることなどを理由に、さらなる受診率向上を目指し、受診率**60%**を目標とするとしている。（※令和元年度までの結果による）

### (2) 札幌市の目標値設定について

- ア 令和元年度までの結果では子宮（頸）がん以外のがん種において増加傾向だが、令和4年度の結果ではいずれのがん種においても減少傾向である。
- イ 令和元年度の結果においても、いずれのがん種においても受診率は40%代であり、当時の国の目標値の50%を越えていない。

### 【検討】札幌市の目標値の設定

次ページ及び参考資料参照

## 受診率向上のための施策（これまで実施してきた施策）

- (1) がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会による啓発
- (2) 子宮頸がん検診、乳がん検診無料クーポン券の送付
- (3) 精密検査未受診者への受診勧奨

年齢等の一定要件を満たす市民に対し、子宮頸がん・乳がん検診等の無料クーポン券を送付  
また、クーポン券送付後も未使用者に対して受診勧奨を実施。

一次検診を実施した医療機関に対し、一次検診にて要精密検査となった方のうち、札幌市に精密検査結果報告が提出されていない方のリストを医療機関に送付し、受診を促す。

### 【検討】今後の受診率向上のための施策

実行委員会の目的

- ・市民：市民ががんに関する正しい知識を持つことにより、がん検診受診率を向上させること。
- ・企業：企業ががんに関する正しい知識を持つことにより、職域がん検診実施率を向上させること。  
がん罹患者が企業等の正しい理解と支援のもと、働き方を選択できる社会を実現させること。

### 主な取組（抜粋）

**H28年度** 5月に初の実行委員会を開催  
実行委員会規約の決議、代表者の選出  
事務局設置、Facebook特設ページ開設  
11月 企業向け講演会開催

**H29年度** 受託者 プロコム北海道  
ラジオCM FM・AMラジオ4局、20秒のCM  
交通広告 地下鉄駅構内に大型ポスター  
企業向け講演会開催がん予防やがん患者就労支援について  
子どものためのがんのガイドブック

**H30年度** 受託者 ニトリ・パブリック  
「あんしんけん」の登場 あいことは「たいやきすき」  
子ども向けがん教育 参加型企画、川柳コンクール開催  
オリジナルシール配布（小6）  
たばこ対策に取り組む企業を掲載したリーフレット作成

**R1年度** 受託者 ニトリ・パブリック  
がん予防標語コンクール初回開催 AIR-Gとタイアップ  
札幌市がん検診リーフレットの作成  
PR動画（youtube）の作成

**R2年度** 受託者 ニトリ・パブリック  
Facebook、Instagram広告（肺がん・乳がんクーポン・子宮頸部がんクーポン）

**R3年度** 受託者 インサイト  
コロナ影響大。図書館、区民センターでパネル展。

**R4年度** 受託者 インサイト  
がん予防標語コンクール、Chromebookやスマホ等で応募  
がんサバイバー著名人トークショー  
市立大学学生との意見交換会

**R5年度** 受託者 インサイト  
HTB秋のまつり（9月末を予定）

### 見えてきたこと

単発ではなく年度単位のキャンペーンとすることで、イベント、メディア展開、様々な取り組みを行うことができた。

総合的なキャンペーンプロデュースを実行できる企業が少ないためか、企画提案応募企業による発案が固定化してしまう傾向となった。

年度単位での契約であることが制約となる面があった。毎年度、4月以降から委員会が動き出すため、強い集客力をもつとされる、6月～7月でのイベントは必然的に間に合わないサイクルになっていた。

メディア等関係機関の参画 各話題をメディアに取り上げていただく機会が思うように増加していかなかった。

多様な関係者の意見を考慮しながら事務局が委員会にて事業を決定していくことで、意思決定に時間を要し、過年度実績に目が向きがちになる傾向があった。

集客数、視聴回数など、「回数」での成果は出せるが、それががん予防にどう繋がっていったかを測ることが難しかった。  
（普及啓発全般の課題）

### 今後に向けて

がん教育分野での、がん予防標語コンクールなど、手ごたえがあり、定着する意義のあるイベントを、これまで培ってきた経験を活かし、継続して実施してはどうか。

あらたに、SNSを含め、時流にあわせた普及啓発を、機動的に実施してはどうか。

岩盤層など健康無関心層へ訴求するため、健康分野と関連のない大規模イベントへの出展も検討してはどうか。

健康に関心の高い層の集まるイベントに出展し、その参加者からの口コミなど波及効果の拡大を図ってはどうか。

## ○ がん検診の受診体制整備について

札幌市では国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者をはじめとして、職域でがん検診を受診する機会が無い方を対象にがん検診を実施しているが、受診率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり全体的に伸び悩んでおり、特に乳がん検診、子宮がん検診は現行のがん対策推進プランで設定した目標値の50%に届いていないのが現状である。

がん検診はがんの早期発見・早期治療に繋がり、がんで死亡するリスクを減らす事ができる大切な機会であることから、市民が受診しやすい体制を整備することが重要である。

このため、札幌市がん検診については、市民のアクセシビリティ向上を図り、市民にとってより受診しやすい体制を整備するため、他政令市のがん検診の実施状況も踏まえながら対策を検討する。

### 〈政令指定都市におけるがん検診（集団検診）の予約体制〉

| 予約体制 | 電話WEB | 電話のみ | WEB郵送 | 電話郵送 | 電話WEB窓口 | 予約不要 | 不明 | 無 |
|------|-------|------|-------|------|---------|------|----|---|
| 政令市数 | 11    | 1    | 1     | 1    | 1       | 1    | 1  | 2 |

- ・実施方法は業者への委託若しくは自治体による直営
- ・がん検診の種別で予約方法が異なる自治体有
- ・「無し」は集団検診未実施
- ・「予約不要」は概数を把握するため回覧を利用

## ○ デジタル化の推進について

札幌市では令和3年度より「スマート申請」※を使用した、行政手続きのオンライン化が推進されている。

| どんなことができる？<br>（市民側）   | どんなことができる？<br>（職員側）   | どんな手続き（申請）に<br>使える？  | 申請を受け付けた後は？  | コストはかかる？   |
|---|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでもどこでも申請可能</li> <li>・スマホひとつで申請可能</li> <li>・マイナンバーカードで本人確認可能</li> <li>・クレジット決済可能</li> <li>・分かりやすい申請フォーム<br/>（記入漏れ防止）</li> </ul> など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁の抑制</li> <li>・クレジット決済で現金管理が不要に</li> <li>・システムの入力内容自動チェックで市民の記載ミスが減少</li> <li>・不備があった場合はメールで市民に連絡</li> <li>・添付書類はデータで確認</li> </ul> （1ファイル10MB、1手続き100MB）<br>など | 基本的にどんな手続きにも使える<br><br>※介護や子育て関係など、国がマイナポータルの利用を求めているもの、マイナンバーを記載するものなどはマイナポータルの利用が想定されます。 | 申請データはCSVでダウンロードしたり、入力された情報を様式にマッピングして印刷ができるので、紙ベースの事務フローと同様に処理することも可能 | 手続き追加に費用は発生しない<br><br>※オンライン決済をする際の収納代行手数料や、証明書等を郵送する際の郵送料の負担が必要な場合有 |

### 〈札幌市における行政手続きのデジタル化の事例（一部）〉

住民票の写しの請求、所得（市・道民税）証明書の請求、課税証明書（市・道民税）の請求、高等学校等生徒通学交通費助成の申請など

※スマート申請：札幌市では、株式会社グラフアールが提供し、オンライン申請の手続きで使用しているサービスを指す。

# ○ アピアランスケアについて

・アピアランスケアは、広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」のことをいう。

・令和4年度に実施したがんに対する市民意識調査によると、抗がん剤の副作用により脱毛した場合に「働くことに支障がある」と回答した人は64.9%で、脱毛による支障が「ある」と考えている人が6割超となっている。また、医療用ウィッグの使用意向については、**女性の約9割が「使用したい」と回答している。**

医療用ウィッグの使用希望

|         | 男性    | 女性    |
|---------|-------|-------|
| 使用したい   | 38.1% | 90.7% |
| 使用したくない | 61.9% | 9.3%  |

・政令指定都市においては、令和5年7月時点で13市がアピアランスケア支援事業として、がん患者のウィッグや乳房補正具の購入費用を助成する制度を実施している。

政令指定都市におけるウィッグ等購入費用助成事業実施状況

| ウィッグのみ助成<br>(4市)          | ウィッグ及び<br>乳房補正具助成<br>(9市)                                     | 未実施<br>(7市)                                    |
|---------------------------|---|--|
| 仙台市<br>千葉市<br>相模原市<br>岡山市 | 新潟市<br>横浜市<br>静岡市<br>浜松市<br>名古屋市<br>大阪市<br>神戸市<br>北九州市<br>福岡市 | 札幌市<br>さいたま市<br>川崎市<br>京都市<br>堺市<br>広島市<br>熊本市 |

・札幌市においても、他政令市や市民意識調査の結果から、アピアランスケアに対する支援は必要と考えており、なかでも、がん患者のウィッグや乳房補正具の購入費用を助成する制度を検討する。

## 〈政令指定都市におけるウィッグ及び乳房補正具購入費用助成事業の事例(一部)〉

|        | 神戸市がん患者アピアランスサポート事業 (R3.4開始)   | 横浜市がん患者ウィッグ購入費用助成 (H28.4開始)  |
|--------|--|--|
| 対象者・要件 | (1) 申請時(本人死亡時は死亡日)に神戸市に住民票を有する者<br>(2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者<br>(3) 対象補正具を、令和3年4月1日以降に購入した者<br>(4) 過去に県内市町から対象補正具と同種の補助を受けていない者   | (1) 申請時(本人死亡の場合は死亡日)に横浜市の住民基本台帳に記載されている者<br>(2) がん治療の副作用による脱毛症状に対処するために、要綱で規定する経費を支出した者。または、非がん患者であって抗がん剤治療の副作用による脱毛症状に対処するために、要綱で規定する経費を支出した者。<br>(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。 |
| 対象経費   | (1) ウィッグ<br>がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用するもの(装着時に皮膚を保護するネット含む)。1人1台に限る。<br>(2) 乳房補正具<br>外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着(下着とともに使用するパッド含む)又は人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)のいずれかとする。なお、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1台に限る。 | ウィッグの購入に要した費用<br>(国内消費税及び地方消費税相当額を含む。ポイントや金券等を購入代金の一部又は全てに充当した場合を含む。但し、送料等の手数料は含まない。)  |
| 助成額    | (1) ウィッグ 上限5万円<br>(2) 乳房補正具<br>・補正下着 上限1万円<br>・人工乳房 上限5万円  | 上限1万円  |
| その他    | オンラインでの申請が可能 (R5.4~開始)   |  |